確認項目及び確認文書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | | | | | | 適否 | 確認文書 |
| 人  員 | | 職員の配置  (特第５条、  第12条、第56  条) | | ・入所者に対し、職員数は適切である  　か  ・必要な専門職が揃っているか  ・専門職は必要な資格を有しているか | | □ | ・勤務実績表／タ  イムカード  ・勤務体制一覧表  ・職員の資格証 |
| 設  備 | | 設備  (特第３条、  第４条、第11  条、第35条、  第55条、第61  条) | | ・目的に沿った仕様になっているか  【目視】 | | □ | ・平面図 |
| 運  営 | | 運営規程  (特第７条、  第34条) | | ・運営における重要事項(別表)につい  て定めているか | | □ | ・運営規程 |
| 非常災害対策  (特第８条) | | ・非常災害(火災、風水害、地震等)  対応に係るマニュアルがあるか  ・非常災害時の連絡網等は用意されて  いるか  ・防火管理に関する責任者を定めてい  るか  ・消火・避難訓練を実施しているか | | □ | ・非常災害時対応  マニュアル(対応  計画)  ・運営規程  ・避難訓練の記録  ・通報、連絡体制  ・消防署への届出  ・消防用設備点検  の記録 |
| 施設長  (特第６条、  第12条、第56  条) | | ・施設長は常勤専従か、他の職務を兼  務している場合、兼務体制は適切か | | □ | ・施設長の雇用形  態が分かる文書  ・施設長の勤務実  績表／タイムカ  ード |
|  | 勤務体制の確  保等  (特第24条、  第40条) | | ・職員の勤務体制が定められているか  ・サービス提供は施設の職員によって  行われているか  ・入所者の処遇に直接影響する業務を  委託していないか  ・資質向上のために研修の機会を確保  しているか  ・認知症介護に係る基礎的な研修を受  講させるために必要な措置を講じて  いるか  ・性的言動、優越的な関係を背景とし  た言動による就業環境が害されるこ  との防止に向けた方針の明確化等の  措置を講じているか | | □ | | ・雇用の形態(常  勤・非常勤)が分  かる文書  ・研修計画、実施  記録  ・方針、相談記録 |
|  | 業務継続計画  の策定等  (特第24条  の２) | | ・感染症、非常災害発生時のサービス  の継続実施及び早期の業務再開の計  画(業務継続計画)の策定及び必要な  措置を講じているか  ・職員に対する計画の周知、研修及び  訓練を実施しているか  ・計画の見直しを行っているか | | □ | | ・業務継続計画  ・研修及び訓練計  画、実施記録 |
|  | 定員の遵守  (特第25条、  第41条) | | ・入所定員又はユニットごとの入居定  員を上回っていないか | | □ | | ・業務日誌  ・国保連への請求  書控え |
|  | 秘密保持等  (特第28条) | | ・個人情報の利用に当たり、入所者及  び家族から同意を得ているか  ・退職者を含む、職員が入所者の秘密  を保持することを誓約しているか | | □ | | ・個人情報同意書  ・職員の秘密保持  誓約書 |
|  | 事故発生の防  止及び発生時  の対応  (特第31条) | | ・事故が発生した場合の対応方法は定  まっているか  ・市町村、家族等に報告しているか  ・事故状況、対応経過が記録されてい  るか  ・損害賠償すべき事故が発生した場合  に、速やかに賠償を行うための対策  を講じているか  ・再発防止のための取組を行っている  　か  ・事故発生の防止のための委員会及び  職員に対する研修を定期的に行って  いるか  ・上記の措置を適切に実施するための  担当者を設置しているか | | □ | | ・事故発生の防止  のための指針  ・事故対応マニュ  アル  ・市町村、家族等  への報告記録  ・再発防止策の検  討の記録  ・ヒヤリハットの  記録  ・事故発生防止の  ための委員会議  事録  ・研修の記録  ・担当者を設置し  たことが分かる  文書 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | | | 適否 | 確認文書 |
| 運営 | 記録  (特第９条) | ・処遇に関する計画にある目標を達成  するための具体的なサービスの内容  が記載されているか  ・日々のサービスについて、具体的な  内容や入所者の心身の状況等を記録  しているか | □ | ・サービス提供記  　録  ・処遇に関する記  　録  ・業務日誌  ・モニタリングシ  ート |
| 入退所  (特第13条) | ・入所者の心身の状況、生活歴、病歴  等の把握に努めているか  ・入所者が居宅において日常生活を営  むことができるか、多職種(生活相談  員、介護職員、看護職員等)で定期的  に協議・検討しているか | □ | ・アセスメントシ  ート  ・モニタリングシ  ート  ・施設サービス計  　画  ・入所検討委員会  会議録 |
| 処遇に関する  計画  (特第14条) | ・入所者の心身の状況、希望等を踏ま  えて処遇に関する計画が立てられて  いるか  ・処遇に関する計画を本人や家族に説  明し、同意を得ているか  ・達成状況に基づき、新たな処遇に関  する計画が立てられているか | □ | ・処遇に関する  (施設サービス)  計画  (入所者又は家  族の署名、捺印  若しくは電磁的  記録により同意  があったことが  分かるもの)  ・サービス提供記  　録  ・処遇に関する記  　録 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 処遇方針  (特第15条、  第36条) | ・生命又は身体を保護するため、緊急  やむを得ない場合を除き、身体拘束  その他入所者の行動を制限する行為  を行っていないか  ・身体拘束等の適正化を図っているか  (身体拘束を行わない体制づくりを  進める策を講じているか)  ・やむを得ず身体拘束をしている場合、  家族等に確認をしているか | □ | ・身体的拘束廃止  に関する(適正化  のための)指針  ・身体的拘束の適  正化検討委員会  名簿  ・身体的拘束の適  正化検討委員会  議事録  ・(身体拘束がある  場合)入所者の記  録、家族への確  認書 |
|  | 介護  (特第16条、  第37条、第57  条、第62条) | ・入浴回数は適切か、褥瘡予防体制は  整備されているか | □ | ・サービス提供記  録／業務日誌 |
|  | 入所者の入院  期間中の取扱  い  (特第22条) | ・概ね３か月以内に退院することが明  らかに見込まれるときに適切な便宜  を供与しているか | □ | ・サービス提供記  録／業務日誌 |
|  | 緊急時等の対  応  (特第22条  の２) | ・配置医師および協力医療機関との連  携方法や対応方法に係る緊急時対応  マニュアル等が整備されているか  ・緊急事態が発生した場合、速やかに  配置医師、協力医療機関等と連携を  とっているか | □ | ・緊急時対応マニ  ュアル  ・サービス提供記  　録 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 衛生管理等  (特第26条) | ・必要に応じて衛生管理について、保  健所の助言、指導を求め、密接な連  携を保っているか  ・感染症及び食中毒の予防及びまん延  の防止のための対策を講じているか  ・感染症又は食中毒の予防及びまん延  の防止のための対策を検討する委員  会を３か月に1回開催しているか  ・職員の日々の感染罹患状況や健康状  態を確認しているか | □ | ・感染症及び食中  毒の予防及びま  ん延防止のため  の対策を検討す  る委員会名簿、  委員会の記録  ・感染症及び食中  毒の予防及びま  ん延の防止のた  めの指針  ・感染症及び食中  毒の予防及びま  ん延の防止のた  めの研修及び訓  練の記録 |
|  | 苦情処理  (特第29条) | ・苦情受付の窓口があるか  ・苦情の受付、内容等を記録、保管し  ているか  ・苦情の内容を踏まえたサービスの質  向上の取組を行っているか | □ | ・苦情の受付簿  ・苦情者への対応  記録  ・苦情対応マニュ  アル |
|  | 虐待の防止  (特第31条  の２) | ・虐待の発生・再発防止のための対策  を検討する委員会を定期的に開催し、  職員に周知しているか  ・虐待の発生・再発防止の指針を整備  しているか  ・職員に対して虐待の発生・再発防止  の研修を実施しているか  ・上記の措置を適切に実施するための  担当者を設置しているか | □ | ・委員会の開催記  　録  ・虐待の発生・再  発防止の指針  ・研修計画、実施  記録  ・担当者を設置し  たことが分かる  文書 |

注)　(特第〇条)は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年　　　厚生省令第46号)の該当条項

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 特別養護老人ホーム(特第7条)  地域密着型特別養護老人ホーム  (第59条準用) | ユニット型特別養護老人ホーム  (特第34条)  ユニット型地域密着型特別養護  老人ホーム(第63条準用) |
| 運営規程 | １　施設の目的及び運営の方針  ２　職員の職種、数及び職務の内容  ３　入所定員  ４　入所者の処遇の内容及び費用の  　額  ５　施設の利用に当たっての留意事  　項  ６　緊急時等における対応方法  ７　非常災害対策  ８　虐待の防止のための措置に関す  る事項  ９　その他施設の運営に関する重要  事項 | １　施設の目的及び運営の方針  ２　職員の職種、数及び職務の内容  ３　入居定員  ４　ユニットの数、ユニットごとの  入居定員  ５　入居者へのサービスの提供の内  容及び費用の額  ６　施設の利用に当たっての留意事  　項  ７　緊急時等における対応方法  ８　非常災害対策  ９　虐待の防止のための措置に関す  る事項  10　その他施設の運営に関する重要  事項 |